

一般社団法人朝霞地区薬剤師会会則施行細則

（目的）

第1条 この細則は、一般社団法人朝霞地区薬剤師会（以下「本会」という。）定款7条及び第28条の規定に基づき、入会金及び会費の納入並びに役員報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（入会金）

第2条 会員は、次の入会金を納入しなければならない。

個人会員	金 5,000 円
薬局会員	金 10,000 円

（入会金の納期）

第3条 入会金は、入会承認の通知を受けた日から30日以内に納入しなければならない。

（会費）

第4条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

個人会員	金 12,000 円
薬局会員	金 39,000 円（個人会員分含む）

（会費の納期及び支払方法）

第5条 会員は、毎年9月30日までに、会費（年額）の全額を納付しなければならない。

2 支払方法は次のとおり振込んで支払うものとする。

振込先 武蔵野銀行 新座南支店
口座番号 1050798
名義人 一般社団法人朝霞地区薬剤師会 会長（現会長名）

（中途入会の会費及び納期等）

第6条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は年額とし、入会承認の通知を受けた日から30日以内に納付しなければならない。

2 会員が会員資格を喪失した場合、既に納入した入会金及び会費は返還しないものとする。

（役員報酬）

第7条 本会の役員に対し、報酬として下記金額を支給する。

会長	月額2万円
副会長	月額1万5千円
理事	月額1万円

- 2 本会の役員及び委員が会務により出張したとき又は本会の会議等の招集に応じて出席したときは、必要な実費を支給する。

附則

- 1 この細則の施行に関し、必要な事項は理事会で別に定める。
- 2 この細則は、令和 8 年 6 月 6 日から施行する。